

静岡県日本語教育人材情報バンク実施要領

第1章 総則

(目的)

第1条 この要領は、静岡県（以下「県」という。）が日本語教育の推進及び多文化共生の地域づくりに資するため設置する「静岡県日本語教育人材情報バンク」（以下「人材情報バンク」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 日本語指導者

日本語学習者に対し専門的に日本語を指導する者をいう。

(2) 母語支援者

日本語学習者の母語を用いて学習支援、通訳等を行う者をいう。

(3) 学習支援者

地域日本語教室等において、サポーター又はボランティアとして日本語学習者の学びを支援する者をいう。

(4) 依頼機関

県に対し登録者への情報提供を依頼する市町等、外国人支援団体・地域日本語教室又は企業等をいう。

第2章 事業内容

(事業内容)

第3条 事業内容は次に掲げるものとする。なお、本制度は登録者に対し日本語教育に関する人材募集情報等を提供するものであり、職業安定法（昭和22年法律第141号）に規定する無料職業紹介事業には該当しないものとする。

(1) 日本語教室等で活躍するために必要な次の人材の把握

ア 日本語指導者

イ 母語支援者

ウ 学習支援者

(2) 前号で把握した人材に対する、日本語教育に関する人材募集情報の提供

(3) 前号で把握した人材に対する、日本語教育又は多文化共生に関する活動情報、研修情報その他有益な情報の提供

第3章 登録

(登録資格)

第4条 人材情報バンクに登録できる者は、登録の種類に応じ、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。なお、未成年者が登録する場合は、あらかじめ保護者の同意を得るものとする。

(1) 日本語指導者

次のいずれかに該当する者

ア 登録日本語教員

イ 次のいずれかに該当する者

- ① 大学（短期大学を除く。以下この号において同じ。）又は大学院において日本語教育に関する教育課程を履修して所定の単位を修得し、かつ、当該大学を卒業し又は当該大学院の課程を修了した者
- ② 大学又は大学院において日本語教育に関する科目の単位を26単位以上修得し、かつ、当該大学を卒業し又は当該大学院の課程を修了した者
- ③ 令和6年3月31日までに公益財団法人日本国際教育支援協会が実施する日本語教育能力検定試験に合格した者
- ④ 学士の学位を有し、かつ、日本語教育に関する研修であって適当と認められるものを420単位時間以上受講し、これを修了した者

(2) 母語支援者

日本語が堪能であるとともに、日本語以外の言語についても日常会話が円滑にできる者

(3) 学習支援者

多文化共生又は日本語教育に関心があり、日本語学習の場に参加を希望する者

(登録方法)

第5条 人材情報バンクへの登録を希望する者は、県が指定する電子申請フォームにより登録申請を行うものとする。

2 登録申請に当たり、次の情報を登録するものとする。

- (1) 基本情報（氏名、住所、連絡先等）
- (2) 登録の種類
- (3) 活動実績
- (4) 活動希望分野
- (5) 活動希望地域
- (6) その他必要な事項

3 県は、登録内容を確認し、疑義がある場合は登録申請者に連絡するものとする。

4 県は、登録を行った場合は、登録申請者に対しその旨を通知するものとする。

5 登録者は、登録内容に変更が生じた場合は速やかに県に届け出るものとする。

6 登録は複数の種類について行うことができるものとする。

(登録期間)

第6条 登録期間は、登録した日の属する年度の3月末日までとする。

2 県及び登録者の双方に異議がない場合は、登録期間は1年ごとに更新されるものとする。

(登録の抹消)

第7条 県は、登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は登録を抹消するものとする。

- (1) 登録者から申し出があったとき
- (2) 登録者と連絡が取れないとき
- (3) 登録資格を満たさなくなったとき
- (4) 登録者として不相当と認められる事実が判明したとき
- (5) 登録者本人が死亡したとき

第4章 人材募集情報の提供

(人材募集情報の提供を依頼できる機関)

第8条 登録者への求人情報の提供を依頼できる機関は次に掲げるものとする。なお、活動地域は県内に限る。

- (1) 市町等
- (2) 外国人支援団体・地域日本語教室
- (3) 企業等

2 専ら日本語教育を行う機関（日本語学校等）が教員採用の目的で本制度を利用することはできない。

3 依頼機関は、本制度により提供された情報を、日本語教育又は多文化共生に資する活動の目的に限り利用するものとする。

(人材募集情報の提供依頼)

第9条 依頼機関は、原則として情報提供を希望する日の3週間前までに、県が指定する電子申請フォームにより、様式1及び必要書類を添付して申請するものとする。

2 県は、依頼内容を不相当と認めた場合は、その旨を依頼機関へ通知するものとする。

(人材募集情報の提供)

第10条 県は、依頼機関から提出された人材募集情報を登録者に対して提供するものとする。

2 県は、依頼機関に対し登録者の個人情報を提供しないものとする。

(応募方法)

第11条 登録者が人材募集情報に基づき応募を希望する場合は、登録者が依頼機関に直接連絡するものとする。

2 登録者と依頼機関との契約その他の事項については、当事者間で協議の上決定するものとし、県はこれらの調整には関与しない。

(依頼不可要件)

第12条 次の活動については依頼することができない。

- (1) 政治活動
- (2) 宗教活動
- (3) 公序良俗に反する活動
- (4) その他不適切と認められる活動

(活用報告)

第13条 依頼機関は、採用者を決定した後、様式2により県へ報告するものとする。

第5章 その他

(免責)

第14条 県は、本制度に基づく活動に関して生じた損害について責任を負わないものとする。

(個人情報の取扱い)

第 15 条 県は、人材情報バンクに寄せられた個人に関する情報を、静岡県個人情報保護条例第 2 条に規定する「個人情報」として、同条例に基づき適正に管理するとともに目的外の利用は行わないものとする。

(秘密の保持)

第 16 条 登録者及び情報提供を受けた依頼機関は、活動によって知り得た情報を他人に知らせ又は目的外に使用してはならないものとする。

(事務局)

第 17 条 人材情報バンクの運営に関する事務は県が行う。ただし、契約が締結でき、的確に事業を運営する能力を有する団体へ委託できるものとする。

(その他)

第 18 条 この要領に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、令和 8 年 3 月 19 日から施行する。

2 「静岡県地域日本語教育人材情報バンク実施要領」(以下「旧要領」という。))は、廃止する。

3 この要領の適用前の要領によりした処分、手続その他の行為については、旧要領の規定により実施したものとみなす。